



研究集会・労働者協同組合法の制定を求めて

法制化運動の新たな展開へ

手島 繁一 (法政大講師・協同総研常任理事)

研究集会の位置

研究所が労働者協同組合法についての本格的な研究集会を提起したのは、ちょうど1年前のことであった。この1年間に労働者協同組合の法制化を求める運動をとりまく条件には大きく言って、二つの決定的な変化があった。一つは、NPO法案をめぐる情勢の急展開である。各政党のNPO法案が発表され、一部は国会にも上程されるという状況の進展があった。非営利組織の果たす役割とそれを組み込んだ新しい経済、社会システムのあり方について人々の関心が高まった。それとの関連で、労働者協同組合も非営利団体との比較で

改めてアイデンティティを確認する作業が必要となった。

いま一つは、懸案であった労協法の成案をまとめる作業がこの4月には「第1次法案要綱」として結実し、さらにこの研究集会の場で「第2次法案要綱」として発表されたことである。

こうした状況の変化は、法制化運動が新しい段階にきていることを示している。特に、「法案要綱」という旗印を手にした段階では、この旗印を運動の武器としてどのような運動を作っていくのかについて、新たな戦略と方針を検討する時期になったといえよう。

この小論では、研究集会での議論を素材としな

がら、今後の運動の展開にとって必要とされる理論的課題を整理し、もって今後の運動戦略構築の一助としたい。

なお研究集会の参加者について言えば77名で、昨年の研究集会を10名ほど上回る程度であったが、その内訳は変わっている。昨年と比較して、労働者協同組合連合会やセンター事業団の関係者の出席が少なく、ワーカーズコレクティブや生協など他の協同組合の関係者の参加が多かった。また、伊藤博義(山形大、労働法)、宮坂富之助(早稲田大、経済法)、関英昭(青山学院大)各氏など法律関係の専門家の参加が目立った。

ワーカーズコレクティブの関係者の出席が増えたことについては、94年以来の交流関係が定着しつつあることを示しているといえよう。また、法律専門家との関係では、労働者協同組合法案の成文化でようやく専門家ベースでの議論が行われやすくなったことの現れといえる。

研究集会での論点の整理

研究集会での議論を大きく括ると以下の4つの論点に整理できる。

- (1) NPO法案と労働者協同組合法案との関係
- (2) 労働者概念と労協の名称について
- (3) 労働者協同組合法の組み立てについて
- (4) 労働者協同組合法の内容への注文

本稿では紙幅の関係上、4番目の論点については省略する。

NPO法案と労働者協同組合法案との関係

政府部内での検討、行政各省庁と市民団体との間における折衝、および各党案では、NPOに与えられる社会的特典は、①法人格の賦与、②税制上の優遇措置、という2点に絞られてきている。問題は、適用団体の定義と範囲であり、政府や各党のこれまでの議論では「公益目的」と「非営利性」が法対象団体の最大公約数的基準となっている。労働者協同組合はこの基準に適合的であるか否かを自己検証することが求められており、この視点からNPOと労働者協同組合との関係をどう

整理して捉えるか、が研究集会のもっとも議論を呼んだテーマであった。

両者は重なる部分と重ならない部分があるのだが、研究所の議論にも、重なる点を強調する意見と重ならない点を強調する意見の二つの方向があるように思われる。

前者は、後房雄さん(名古屋大)に代表される意見であり、①「公益目的」については、雇用あるいは就労機会の創出という労働者協同組合の理念と現実の役割は十分公益目的に合致すること、②「非営利性」という点では、剰余あるいは利益の組合員への分配、還元という点が問題になるが、それは実態としては労働報酬であり、出資配当を制限もしくは禁止することで非営利性は保証される、ということ根拠に、「ワーカーズ・コープはNPOとほぼ実質的に重なるものであり、NPO法制を十分に活用できる」とする意見である(「ワーカーズ・コープ、NPO、社会的協同組合」『NPOと新しい協同組合—研究年報Ⅱ』協同総合研究所編)。

後者は、NPOと労働者協同組合の相違点を強調する意見で、集会では富沢賢治さん(一橋大)がこの意見の代表者であった。富沢さんによれば、「協同組合は企業性が強い。NPOは経済活動に限らず幅広い市民活動をおこなう。アメリカのNPOの法制上の取扱の基本は、剰余金を構成員に分配しない、という点にある。協同組合は、労働従事に応じての分配とか、市場的レベルに達するまでの報酬の保障とか、という形で分配はあり得る。この点で両者は異なっている。したがって、法制上も両者を一緒にして法律を作ると、非常に複雑になること、また実現性が乏しくなることなどの問題が生ずる」。

両者の方向性の違いは強調点の相違に過ぎないとの見方もできようが、「非営利協同の大連合」を展望するうえで、理論的に整理しておかなければならない課題を提供しているものと受けとめたい。

写真左より

司会：堀越芳昭さん

報告者：菅野正純さん

コメンテーター：富沢賢治さん

金忠紘子さん

永戸祐三さん

伊藤博義さん



NPO法案の評価をめぐって

この方向性の違いはまた、現に進みつつあるNPO法案への評価とも関係しているのであろう。問題になっているNPO法案はアメリカのNPO法制をモデルにしていることは周知のことであるが、石見尚さん（ルネッサンス研究所）は、「寄付一つ集めるのさえ大変な苦勞をしている現状では、日本のNPOはアメリカのようにはならない」との認識を示し、日本型NPOの突破口を開くものとして労協法制定運動を位置づける。「自分たちの自主財源を持ち、自分たちで労働したお金で社会貢献をしていく、しかも地域に開かれた活動をしていく、というのが日本のNPOの実態としてあるのであって、この活動を法が認め広げることが必要ではないのか」。

金忠紘子さん（神奈川ワーカーズコレクティブ連合会）は、「NPO法と労働者協同組合法は両方必要だ」とする立場から両者の運動に関わっている。「もう一つの働き方、オルタナティブな働き方」を実践してきた立場からいうと、こうした働き方そのものが既成の概念では捉えられないものであり、こうした働き方の包括的で理想的な法律的表現はどうあるべきかという議論を続けつつも、当面する困難を突破する法制度を現実的に求めていこうという考えはある意味ではプラグマティックな態度ではあるが、労協法が見据える射程の中に、ワーカーズコレクティブの女性たちが求める新しい働き方、生き方をどう反映させるかと

いう点も今後の課題として残されている。労働者協同組合運動には一貫してジェンダーの視点が弱い、という指摘がされて久しいが、今後は労働者協同組合運動の二つの有力な活動主体同士として否応なく連帯を深めていかなければならないだろう。

労働者概念と労働者協同組合の名称について

集会で次に大きな議論のテーマになったのは、労働者概念をどう捉えるのか、またそのことと関係して、労働者協同組合法という名称はこれでいいのか、という問題であった。

労働者概念については富沢賢治さんが次のように問題を提起した。「労働者協同組合の形態の規定は『従業員が所有し管理する協同組合』。とすると、従業員の性格を法的にどう規定するのか—労働者か自営業者か、労働者の特殊形態か自営業者特殊形態か、それとも法的にこれまででない新しいカテゴリーか……。その上で、イギリス、フランス、スペインの法律上の規定では「労働者協同組合の従業員は、労働者としての性格を持ち、基本的には労働法の対象とされている」と結論づけた。

労働者概念の範囲という点でいえば、外国の事例を待つまでもなく、参加された法律専門家の人々の意見は、おおむね労働者概念を広く捉えるべきであるという意見であった。伊藤博義さんは、「シルバー人材センターや障害者の授産施設などでも、行政の側は雇用関係がないから労働者



ではないといっているが、実態を重視して、自主的に判断すべきだ」と発言。また、宮坂富之助さんは「労働者概念といい、契約といい、我々はヨーロッパ近代法のもの考え方を基礎に据えて考えているが、個人の権利あるいは市民の幸福追求権という観点から見て、こうした考え方が現状にあっているのかという点が厳しく問われている」と、法学の現代変革の課題を明らかにしたうえで、労働者協同組合が「市民の持っている権利を基礎にした新しいパラダイムを作り上げるうえで、また労働の組織原理を新しい時代に即して考えるうえで」重要な実践例であると、期待を表明された。

名称に関して、荒木昭夫さん（児演協）は「『労働者』という言葉は芸能人の中には抵抗がある。『市民協同組合』というような名前も考えていいのでは」と問題提起された。

労働者協同組合法の組み立てについて

法案要綱の組み立てについて富沢さんは、「法案要綱の内容を、①労働者協同組合のあるべき論（理念論）、②モデル定款、③労働者協同組合法案、という3つのレベルに分けて考えて、労働者協同組合は最低限必要な要件のみを内容とする。すなわち、①と②に譲れる内容を③から排除する必要があるのではないか」との提案をおこなった。後さんや大嶋茂男さん（生協総合研究所）からも同趣旨の発言があった。また、山岡英也さん（工学院大）は『協同の発見』誌上で「特に実定

法中に特定の協同組合論（観）を持ち込むと憲法上の思想の自由、結社の自由に抵触する可能性が生じ、そうすると法の成立自体が不可能になるので、極力無色透明性を維持すべく努めなくてはならない」と指摘している（第51号）。

一方、法案要綱のとりまとめの中心になった菅野正純副理事長は「市民立法でいくからには、理念を盛り込まなければ意味がない」との意見であった。「市民立法」という考え方は立法運動としては比較的新しい考え方であるが、検討すべき提案であると思う。一つの参考として、阪神大震災の被災者への公的援助を政府に求めて、小田実氏らが始めた「市民立法」運動の例を挙げておこう。この運動は、市民が法案を作り、超党派の議員に呼びかけて法案成立をはかろうというもので、法案の冒頭に置かれた「前文」は、「社会は市民によって構成されている」との一文で始まり、「民主主義・市民国家である原理にもとづく公的援助制度として市民の発議によって法律が制定された」と書き込まれている（『朝日新聞』7月9日付夕刊）。

労働者協同組合法と大震災被災者への公的援助を求める法とでは、課題の性格上、特に一般の市民へのアピール度において大きな違いがあるとはいえ、運動の進め方のうえで参考にしてもよいだろう。

— 研究会アンケートから —

【関英昭】 青山学院大学

感想……プロジェクトの皆さんの研究の成果に敬意を表したいと思います。意気に感ずる人が多と思いますが、その人たちの共感 は得られると思います。

意見……実体法を勉強する者として若干のことが気になりました。(ご参考までに)

1. 組織法的視点からは、要綱に定款に関する規定がないのは問題です。その条文を考える必要があると思います。
2. 同様に機関の部分の規定が余りにも簡単過ぎると思います。もう少し規定で整備する必要があると考えます。(→他の法律条文を準用する場合にはその規定が必要です)
3. 「労働者の定義」については積極的に定義づける方法と消極的方法があり、後者で広くとらえる方がよいように思われます。
4. 営利と非営利の法律は理解をきちんとしておいた方がよいと思われます。そうすると「配当」という表現は用いない方がよいでしょうし、割り戻しの中に利益の配分でもないことを明確にすべきです。
5. 法人格の取得については、民法の原則に根本的な問題があります。憲法上の自由権・財産権・労働(職業選択)の自由などの保障と法人格の関係を議論におく必要があります。→そのことが特別法の制定へとつながると思います。法人格を取得した場合の関連法規の整備についても予め予定しておく必要があると思います。
6. 要綱の表現を見直す必要があると思います。(法律的表现にするつもりであれば、そのような用語使用が必要だと思います)
7. 細かい点については、要綱全体を読んでみないとわかりませんが、全体的な点での意見とさせていただきます。

— 研究会アンケートから —

【片岡宏明】 グリーンコープ福祉連帯基金

私たちは、九州・山口・広島グリーンコープ生活協同組合(26万世帯)が福祉を目的に、特別に財源を確保して、組織をつくって活動しています。

1. 多数のワーカーズコレクティブ(家事・介護支援・食事・デイサービス etc)を経済的・人的育成支援もしながら地域につくっています。
2. 組合員が毎月100円を拠出して財源を組織をつくっています。

以上のことから、「NPO法案」「労働者協同組合法」についてはたいへん関心を持っています。今後とも資料等、情報をお届けできると助かります。本日は大変有意義でした。実は、NHKの「さよなら日本株式会社」も見ていたのでとても親しみがありました。

【後藤尚美】 (企) ワーカーズコレクティブ 轍・大泉

ワーカーズコレクティブで活動しながら、初めて労協関係の運動をすすめている方々と会い、第一印象は「なぜ、背広にネクタイなの?」ということだった。新しい価値を作ろうとしながら現社会の雰囲気がいっぱい満ち満ちている。ちょっと違和感でした。